

小松島みなと交流センターkocolo及び複合施設の整備に係る
民間活力導入可能性調査等業務委託
企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

1 趣旨

この要領は、本市が徳島小松島港本港地区のにぎわい創出を図るために進めている本港地区活性化事業（以下「本事業」という。）に係る小松島みなと交流センターkocolo及び温水プールや多目的会議室などを有する新たな複合施設（以下「本施設」という。）の整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託（以下「業務委託」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル対象業務（委託業務）の概要等

別紙1「小松島みなと交流センターkocolo及び複合施設の整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

4 委託料の上限額

金22,737千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体企業とする。なお、協力企業を使用することは可能とする。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公共施設の新築・改築や運営における民間活力導入可能性調査等業務を官公庁から元請けとして受注した実績を有していること。
- (6) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、本市の入札参加資格者名簿に登載のない者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

- (7) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。
ただし、本市の入札参加資格者名簿に登載のない者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (8) 法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）並びに地方税（徳島県内に事務所等を有する場合は県税、小松島市内に事務所等を有する場合は市税）を完納していること。
- (9) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士は、同一の入札に参加することができない。

6 参加手続き等

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出書類 ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）

・本市の入札参加資格者名簿に登載のない者は、次の書類。（参加表明日より3か月以内に発行されたものに限る。②及び③はコピー可。）

①印鑑証明書（原本）

②登記事項証明書【現在事項全部証明書】

③納税証明書

・法人税又は所得税、及び消費税

・県税（法人県民税、法人事業税、自動車税）

※徳島県内に事務所等を有する者に限る

・市税（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税）

※小松島市内に事務所等を有する者に限る

④誓約書（様式第8号）

イ 提出期限 令和5年6月19日（月） 午後5時

ウ 提出方法 電子メール、かつ郵送（プロポーザル参加申し込み期限の消印有効）

※提出先は下記「II 提出先・問合せ先」を参照

※本市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責は負わないものとする。

※提出期限までに電話により電子メールの到着確認を行うこと。

エ 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年7月6日（木） 午後5時までに辞退届（様式第5号）を提出すること。

オ 参加資格確認終了後、参加資格確認結果を書面及びメールにより通知する。

(2) 質疑応答

本プロポーザルについて質問がある場合は、プロポーザル質問書（様式第4号）により提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

ア 提出方法 電子メール（提出先は下記「ⅠⅠ 提出先・問合せ先」を参照）

イ 質問受付期限 令和5年6月23日（金） 午後5時

ウ 質問に対する回答は、令和5年6月30日（金）までに、市のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。

エ 以下の質問については、受け付けない。

- ・評価基準の配点に関する質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、本プロポーザルに関係のない質問

7 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加申込書を提出した者（以下「提案者」という。）は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出する案は、提案者1者につき1案とする。

(1) 提出期限 令和5年7月7日（金） 午後5時【必着】

(2) 提出方法 下記「ⅠⅠ 提出先・問合せ先」へ電子メール、かつ、郵送（企画提案書等提出期限の消印有効）又は持参

※郵送の場合は、封筒の表面に「小松島みなと交流センターkocolo及び複合施設の整備に係る民間活力導入可能性調査等業務委託書類」と朱書きすること。

※本市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責は負わないものとする。

※提出期限までに電話により電子メールの到着確認を行うこと。

(3) 提出書類

ア 下表の書類をセットして、7部を提出すること（提出書類は返却しません。）

イ 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨ならびに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。

ウ 提案者は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

エ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、企画提案書を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

項目	内容に関する留意事項
1 事務所等の業務実績一覧 (様式第6号-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業に係る民間活力導入可能性調査等業務（以下「同種・類似業務」という。）の元請としての受注実績であって、平成30年度から令和4年度までの間に完了した業務を記載すること。 ・業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを各1部添付すること。 ・記載する業務は、5件以内とすること。
2 業務実施体制 (様式第6号-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、主任技術者、担当技術者を記載すること。
3 配置予定技術者の業務実績 (様式第6号-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務への従事経歴に記載する業務については、平成30年度から令和4年度（平成30年4月1日から令和5年3月31日）までの間に完了した業務のうち、予定技術者が管理技術者の場合、管理技術者として、主任技術者の場合、管理技術者又は主任技術者として、担当技術者の場合、管理技術者又は担当技術者として従事したものを記載すること。 ・同種・類似業務への従事経歴に記載する業務数は、5件以内とすること。 ・手持ち業務については、管理技術者又は主任技術者の予定技術者のみ、企画提案書提出日現在で全ての発注者（国内外を問わず）のものについて記載すること。 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている全ての業務をいう。本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とする。） ・管理技術者及び主任技術者については、保有する資格等を記載すること。
4 業務実施方針 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施方針等を記載すること。 ・A4版縦1枚以内とすること。
5 業務スケジュール (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・7月下旬業務開始の前提でスケジュールを作成すること。 ・A4版縦1枚以内とすること。
6 提案項目について (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・次に示す3つの提案項目について本事業における論点と意見を記載すること。 <p>①本施設に導入可能と考えられる事業手法に関する論点と意</p>

		<p>見</p> <p>②本施設の運営の効率化とサービス向上を両立できる運営事業者についての論点と意見</p> <p>③本事業への市内事業者の参画促進に向けた論点と意見</p> <p>・①～③それぞれA4版縦長横書き1枚以内とすること。文字サイズは見やすいフォント（10.5ポイント以上）で作成すること。</p>
7	参考見積書 (任意様式)	<p>・本調査業務の所要経費を見積もること。</p> <p>・経費の内訳がわかるように記載すること。</p> <p>・本調査業務に係る見積額は、「4 委託料の上限額」に記載する上限額以内とすること。</p>

(4) 留意事項

提案にあたっては、本港地区みなとまちづくり基本構想、小松島みなと交流センターkocolo施設改修基本計画の内容を前提とすること。

<https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/3269406.html>

8 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、業務委託に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、提案者が提出した書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、各提案書の評価点を算定し、総合評価点の最も高い提案者を受注候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。本プロポーザル提案者が1者のみの場合においても審査及び評価を実施し、各委員の評価点を合算した値が最低基準点（各委員の持ち点を合算した値（満点）の6割）を満たすときは、当該者を受注候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーションの実施

① 日時 令和5年7月13日（木）（予定）

※プレゼンテーションの実施日時については、参加表明書の提出期限後に別途電子メールで通知する。

② 実施場所

・小松島みなと交流センターkocolo 2階 第2会議室若しくはオンライン（zoom）で実施予定。

③ 実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の管理技術者が行うこととし、ヒアリング（質疑応答）についてはそれ以外の者も可とする。参加者は管理技術者を含め3名以内とする。なお、協力会社を使用する場合はその業務担当者を別途同席させること。
- ・プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。
- ・提出した企画提案書をもとに説明（20分以内）及び質疑応答（20分以内）を行うものとする。

（４）失格事項

- ① 本実施要領に違反した場合
- ② 本実施要領に定める手続き以外の手法で、審査会委員又は市職員等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合
- ③ 「５ 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 委託料の上限額を超えた場合
- ⑥ 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合
- ⑦ その他、審査委員会が本実施要領に違反すると認める場合

（５）結果通知

審査結果については、審査委員会の開催から1週間以内に「特定記録郵便」又は「簡易書留」での郵送により通知する。また、審査の経過及びその内容、結果に対する問い合わせには応じない。なお、受注候補者及び次点順位者については、本市ホームページにおいて公表するものとする。

（６）その他

本市は、審査委員へのプレゼンテーションに要する映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみを用意する。パソコン等それ以外に必要とされる機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

9 その他

- （１）企画提案書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- （２）提出された企画提案書は、返却しない。企画提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- （３）候補者とは、企画提案の内容に留意し、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。
 - ① 業務の実施に際しては、市と協議のうえ、仕様書の内容を変更することがある。候補者と市は、企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な条件などの協議を行い、契約手続

きを行った後、調整しながら委託業務を実施することとする。

- ② 必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合がある。この場合、次点候補者と契約締結について協議する。
- ③ 委託業務に係る著作権は、市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (5) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本業務を受注した者及びその者と資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者は、本施設の建設工事及び同工事の設計、監理業務、運営など本業務に係る事業には参加できないものとする。

10 今後のスケジュール（予定）

1. 公告日	令和5年6月9日（金）
2. プロポーザル参加申込み期限	令和5年6月19日（月）午後5時
3. 参加資格確認結果通知書送付	令和5年6月21日（水）
4. プロポーザル質問書受付期限	令和5年6月23日（金）午後5時
5. 質問に対する回答	令和5年6月30日（金）
6. 参加辞退届提出期限	令和5年7月6日（木）
7. 企画提案書等提出期限	令和5年7月7日（金）午後5時
8. 書面審査・プレゼンテーション、候補者選定	令和5年7月13日（木）（予定）
9. 提案書の特定（受注候補者の特定）	令和5年7月19日（水）（予定）
10. 契約締結	令和5年7月下旬（予定）

11 提出先・問合せ先

小松島市産業振興部商工観光課 担当：内山、越智

〒773-8501 小松島市横須町1番1号

TEL: 0885-32-3809

E-mail: syoukou@city.komatsushima.i-tokushima.jp